

議 案 第 74 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じ、製造所等の設置の許可の申請に対する審査並びに特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査及び保安に関する検査に係る手数料の額を改定するため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10第2項第5号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第3項第4号中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同項第5号中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第4項第6号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第15項第4号中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第17項第1号中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。